

暮らしのお知らせ

日曜日も開庁しています

休日窓口サービス

市では、仕事や家庭の都合などで平日に窓口に来られない人のために、毎週日曜日に一部窓口を開けています。手続きには、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などの本人確認ができる物が必要となる場合があります。

また、内容によっては手続きできないものや証明書の交付ができないものがありますので、事前に各担当課へ問い合わせてください。



市ホームページ

庁舎管理の都合などで休止する場合は、広報なりたや市ホームページなど

休日窓口サービスの休止日

機器点検のため、休日窓口サービスを休止します。

期日 11月10日(日)

※くわしくは行政管理課(☎20・1500)へ。

でお知らせします。

実施日 毎週日曜日(年末年始を除く)

実施時間 午前8時30分～午後5時15分

実施場所 市民課・保険年金課(市役所1階)、市民税課・納税課・子育て支援課(市役所2階) 問い合わせ先

○市民課(☎20・1525)

○保険年金課(☎20・1526)

○市民税課(☎20・1513)

○納税課(☎20・1519)

○資産税課(☎20・1514・月金曜日)

○子育て支援課(☎20・1538)

※くわしくは各問い合わせ先へ。

Sマークを知っていますか

標準営業約款制度

標準営業約款(Sマーク)は、法

律で定められた消費者擁護のための制度です。



厚生労働大臣認可

店頭でSマーク

を掲げている理容店、美容室、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店は、厚生労働大臣認可の約款に従って営業している安全・清潔・安心な信頼できる店舗です。

※くわしくは千葉県生活衛生営業指導センター(☎043・307・8272)へ。

防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム

全国瞬時警報システム(Jアラート)は、自然災害に関わる気象警報など、国から送られる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

この緊急情報を市民の皆さんへ確実に伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行います。放送を聞き逃した時は、防災行政無線テレホンサービス(☎0120・38・3898)で確認できます。

日時 11月20日(水)午前11時
放送内容 1これはJアラートのテ



放送が流れます

ストです(3回繰り返し)、こちらは防災なりたです

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

法律の専門家による

養育費相談

養育費の問題について、弁護士による無料相談会を開催します。

日時 11月24日(日)午後1時～4時(1人当たり40分程度)

会場 市役所2階202会議室

※申し込みは11月20日(水)正午までに千葉県母子寡婦福祉連合会(☎043・2222・5818)へ。

令和7年10月実施

国勢調査の統計調査員

市では、国勢調査に従事する統計調査員を募集しています。

応募資格 1次の全てに当てはまる人

○市内在住で20歳以上
○調査上知り得たことなど、秘密の保護を順守できる

○警察・選挙に直接関係がない募集人員 1700人程度

調査期間 令和7年9月下旬～10月下旬

内容 1調査対象・区域の確認、地図・名簿の作成、調査票の配布・回収・点検・整理など

報酬額 12調査区で7万円程度(1調査区は約60世帯)

応募方法 1直接または郵送で企画政策課(市役所3階 〒28688585 花崎町760)へ。専用フォー

ムからも応募できます



専用フォーム

※応募者全員が従事できない場合もあります。くわしくは同課(☎20・1500)へ。

大栄みらい学園で実施

総合防災訓練

市では、防災関係機関と地域住民との連携を強め、地域全体の防災意識を高めるため、直下型地震を想定した総合防災訓練を実施します。

当日は、会場周辺で防災行政無線の放送が行われます。

日時 11月30日(土) 午前8時～11



実際に設置されるテント

時50分

会場 大栄みらい学園

内容 避難訓練、避難所開設訓練、要支援者支援訓練、自衛隊・警察・消防車両などの展示、消火・煙体験など

※参加を希望する人は当日直接会場へ。大栄地区以外の人も参加できます。くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

※参加を希望する人は当日直接会場へ。大栄地区以外の人も参加できます。くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

税を考えるきっかけに

国税庁の取り組み

国税庁ホームページでは、税務行政に対する知識と理解を深めてもらうため、国税庁の取り組みなどを最新のデータで分かりやすく紹介しているほか、税務職員の業務



国税庁ホームページ

を映像で紹介しています。※くわしくは成田税務署(☎28・5151)へ。

事業者の皆さんへ

太陽光パネル蓄電池の共同購入

県では、太陽光パネルや蓄電池をお得に購入できる共同購入の参加者を募集しています。

申し込み方法 11月28日(金)までに、みんなの会社に太陽光ホームページから参加登録をする。後日、メールで送付される見積額を確認して、購入する場合はホームページから手続をする



みんなの会社に太陽光ホームページ

※くわしくはみんなの会社に太陽光事務局(☎0120・203・500)へ。

一人で抱え込まずに相談を女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力をなくす運動の一環として、女性の人権ホットラインでは人権擁護委員などが時間を延長して相談に応じます。

女性の人権ホットライン

日時 11月13日(水)～19日(火) 午前8時30分～午後7時(16日(土)・17日(日)は午前10時～午後5時)

内容 配偶者からの暴力、ストーリーカー被害など、女性の人権問題に関する相談

電話番号 0570・070・810

県女性サポートセンター

時間 24時間年中無休

内容 配偶者からの暴力や家庭生活などに関する相談

電話番号 043・206・8002

※くわしくは各相談窓口へ。

5カ条の精神を未来へ

成田市民憲章の推進

成田市民憲章は、市民の幸せを願い、未来への理想を掲げ、昭和46年11月3日に制定されました。

「住んでいて良かった」「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを推進していくために、市民憲章が掲げる5カ条の精神を未来へ継承していきましょう。

成田市民憲章

信仰のまち、世界に通ずるまち成田はわたくしたちのふるさとです。

ゆたかな自然と文化にめぐまれてきたわたくしたち成田市民は、大きな希望と誇りをもって世界に伸びようとしています。

わたくしたちは、成田のかがやかしい発展とおたがいのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめます。

一 親切な心で平和な成田をつくりましょう。

一 よろこんで働き豊かな成田をつくりましょう。

一 きまりをまもり住みよい成田をつくりましょう。

一 自然と文化を大切に美しい成田をつくりましょう。

一 若い力をそだて明るい成田をつくりましょう。

※くわしくは総務課(☎20・1510)へ。

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています



10月1日(火)～15日(火)

- 1日 教育長就任式
- 2日 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会出場選手壮行会
- 3日 小御門地区敬老会
- 4日 獣魂祭
- 5日 中台地区敬老会
- 6日 加良部地区敬老会
中郷地区敬老会
- 7日 こども茶論in新山小
- 9日 成田空港圏自治体連絡協議会視察研修(韓国・仁川広域市)(～11日)
- 12日 成田スポーツフェスティバル
- 13日 橋賀台地区敬老会
遠山地区敬老会
- 14日 【ANA×成田市】特別遊覧フライト(15日)
- 15日 国道51号・356号整備促進期成同盟及び県道成田小見川鹿島港線整備促進協議会要望活動



子どもたちの質問に答える(7日)

意見の提出ができます

生産緑地地区変更案

市では、災害や公害の防止、農業と調和した都市環境の保全などに役立つ土地を生産緑地地区として指定し、その区域の変更案を縦覧します。

縦覧場所Ⅱ公園緑地課(市役所5階)

意見の提出方法Ⅱ11月15日(金)当日消印有効)までに縦覧場所にある意見書を直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで公園緑地課(〒286・8585花崎町760 FAX 22・4493 Eメール:koen@city.naria.chiba.jp)へ

※くわしくは同課(☎20・1562)へ。

飼い主はマナーを守って

動物による

危害防止対策の強化

動物を飼っている人は、次のことに注意しましょう。

- 動物に迷子札などを付け、飼い主が分かるようにする
- 犬を飼う時は必ず登録し、狂犬



散歩に行く時はリードなどを付けて

病予防注射を毎年受けさせる

○犬の放し飼いはしない

○犬の散歩は短い引き綱を付け、動きを制御できる人が行い、散歩中にした排せつ物は持ち帰る

○猫は室内で飼う

○屋外にいる飼い主のいない猫の世話をする場合は、過度の触れ合いは避ける

※くわしくは印旛保健所成田支所(☎26・7231)へ。

内窓で夜間の航空機騒音対策を

住宅防音工事

市では、成田空港の更なる機能強化に伴う夜間の騒音対策としての寝室への内窓設置工事のほか、

騒防法第一種区域や、その外側の隣接区域で受けられる防音工事などの申請を受け付けています。

また、防音工事での設置から10年以上が経過し、機能が低下したエアコン・換気扇の更新工事の申請も受け付けています。

内窓効果体験住宅の見学

成田国際空港(株)では、内窓の防音効果が体験できる住宅(西大須賀1775・1)を設けています。

見学を希望する人は、同社(☎0570・0000・955)へ申し込んでください。

※防音工事には対象区域などの要件があります。くわしくは空港対策課(☎20・1521)へ。

補助金を交付

住宅用省エネルギー設備

市では、住宅用省エネルギー設備を設置した人で、一定の要件を満たす場合に補助金を交付しています。

補助金の交付要件は市ホームページで確認してください。



市ホームページ

対象設備と補助額(上限額)
○太陽光発電システム…9万円

○燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)…10万円

○定置用リチウムイオン蓄電池…7万円

○家庭用エネルギー管理システム(HEMS)機器…1万円

○太陽熱利用システム…5万円

○地中熱利用システム…10万円

○断熱窓…8万円

○電気自動車(EV・PHV)…15万円

○電気自動車充電設備(V2H)…25万円

○集合住宅用充電設備…50万円
(住民以外も利用可能な場合は100万円)

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

11月6日から配布します

給与支払報告書の様式

令和7年度給与支払報告書の様式を11月6日(水)から市民税課(市役所2階)で配布します。100部以上必要な場合は、事前に同課(☎20・1513)へ問い合わせてください。

なお、そのほかの年末調整関係

用紙は国税庁ホームページで配布します。



国税庁ホームページ

※くわしくは、給与支払報告書の様式については市民税課、そのほかの年末調整関係用紙については成田税務署(☎28・5151)へ。

食生活の大切さを考える

ちばの食育

県では、旬の地元食材が豊富に出回る11月を、食育月間と定めて食育の普及・啓発を行っています。この機会に、食に関する正しい知識を身に付け、食生活の大切さを考えましょう。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

